

「国民（基礎）年金」に係る米国社会保障年金の減額措置の見直しについて

- 米国の社会保障年金制度には、当該年金に加えて、米国の社会保障税に基づかない年金を受給している方について、米国社会保障年金の支給額を一定割合減じる WEP (Windfall Elimination Provision) という仕組みがあります。
- これまで、日本の国民（基礎）年金についても WEP が適用され、一定の算定式により減額された米国社会保障年金が給付されるケースが生じていましたが、2022 年 8 月、米国 SSA は、これを見直すことを発表（※）しました。

（※） Social Security Update Archive (August 2022)

「Japan' s National Pension Recipients Subject to the Windfall Elimination Provision」

<https://www.ssa.gov/news/newsletter/archive.html#2022>

- この米国 SSA のリリース文で言及されていますとおり、今後、日本の国民（基礎）年金（厚生年金受給者については基礎年金部分）については、WEP が適用されないこととなります。

また、過去のケースについては、現在米国 SSA にて見直しの作業が進められており、必要と判断された方には随時給付額の訂正が行われる予定とのことです。

- 米国 SSA による本件見直しの詳細についてお知りになりたい方は、最寄りの

- ① 米国 SSA ローカルオフィス、又は
- ② 在東京米国大使館の連邦年金課
にお問い合わせください。

- ①米国 SSA ローカルオフィスの検索 URL

<https://www.ssa.gov/locator/>

- ②在東京米国大使館連邦年金課

〒107-8420

東京都港区赤坂 1-10-5

電話：03-3224-5000

Fax：03-3224-5144

米国社会保障年金お問い合わせフォーム

<https://jp.usembassy.gov/ja/services-ja/fbu-inquiry-form-ja/>